

農地を所有者以外が転用する場合の手続きについて

農業用施設への転用

STEP 1

地域計画の変更手続き
※地域計画対象地の場合のみ必要



STEP 2

用途変更手続き
※農用地区域内農地の場合のみ必要



STEP 3

農地法 5 条転用許可申請
※許可後から転用可能

非農業用途での転用

STEP 1

地域計画の変更手続き
※地域計画対象地の場合のみ必要



STEP 2

農振除外手続き
※農用地区域内農地の場合のみ必要



STEP 3

農地法 5 条転用許可申請
※許可後から転用可能

一時的な転用（3年以内かつ農地に復元して返還）

STEP 1

農地法 5 条転用許可申請
※許可後から転用可能

地域計画及び農用地区域に関することは
農林課農政班へお問い合わせください。
TEL0837-52-1115